

## 産業廃棄物処理委託モデル契約書を改定しました

法令では、産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者等へ処理委託しなければなりません。その際には、「書面で委託契約を結ぶこと」や「契約書面へ記載しなければならない事項」が定められています。これまで、東京都は“あるべき処理委託契約”のモデルとなる様式を作成し、皆様にご活用していただいております。

平成 12 年の法改正では、排出事業者と契約を結ぶ産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者の許可証写しの添付や、中間処理後の最終処分についての記載等が義務づけられました。

また、平成 18 年の法施行規則の改正により、委託契約書に記載すべき事項が追加されました。

これを受け、改正法に対応したモデル契約書を新たに作成いたしましたので、環境局のホームページからダウンロードしてご活用下さい。

### 平成 18 年の改正事項

処理委託契約時に提供した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に変更がある場合における情報の伝達方法を記載する。(平成 18 年 7 月 1 日から)

なお、このことに関連して、平成 18 年 3 月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が環境省によって示され、この中において、廃棄物情報の提供に際して廃棄物データシート(WDS)の利用を促している。

パソコン等 7 製品に有害物質含有マーク(JIS C0950)が表示されることから、対象物の処理を委託する際には含有マークの表示に関する事項を処理委託契約書に記載する。(平成 18 年 7 月 1 日から)

処理委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物(石綿を 0.1%を超えて含むもので、廃石綿等を除く。)が含まれる場合はその旨を記載する。(平成 18 年 10 月 1 日から)

なお、モデル契約書はあくまでも「モデル」であって、使用にあたっての強制力はありません。また、各自でより利用しやすいものに変更することも差し支えありません。

ただし、法令上の委託基準に沿ったものでなければ、せっかく書面で契約を締結しても「委託基準違反」に問われる可能性がありますので、取扱いには御注意をお願いします。

また、契約書本文及び Q & A につきましては今後も、政省令や通知等の動向に応じて適宜、見直していく予定ですので、その旨御了承願います。

今後とも、モデル契約書をご活用いただきながら、引き続き適正処理に務めていただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、環境局ホームページで産業廃棄物処理委託モデル契約書(平成 18 年 12 月版)をご覧ください。

[http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/leaf\\_dl/model\\_k/index.htm](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/leaf_dl/model_k/index.htm)

問合せ先

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 - 5388 - 3586